

iancu 長官、AIPLA 年次総会で演説

2018 年 11 月 12 日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

米国特許商標庁（USPTO）の Andrei Iancu 長官は、10 月 25 日、米国知的財産権法協会（AIPLA）の年次総会においてスピーチ¹を行い、特許審判部（PTAB）改革の状況など、最近の USPTO の取組を紹介した。

スピーチの概要は以下のとおり。

- America Invents Act（AIA）特許レビュー手続の一貫性および透明性を高めるため、これまでに、審判実務ガイドの改訂²、標準運営手順の改訂³、AIA 特許レビュー手続におけるクレーム解釈基準の変更⁴を行った。
- 他方、現行の AIA 特許レビュー手続における特許クレームの訂正手続は、立法者が意図したようには機能していない。
- AIA 特許レビュー手続において審理開始決定がなされた事案のうち、特許権者がクレームの訂正を申立てたものは 10%未満であり、そのうちクレーム訂正の申立が認められたもの（訂正クレームの特許性が認められたもの）の割合はわずか 10%である。専門家の中には、クレームの訂正を申立てても無駄なので、行うべきではないと推奨している者もいる。
- そこで、近日中に AIA 特許レビュー手続における特許クレーム訂正手続の改訂案を公表する予定。新しいクレーム訂正手続は、特許権者が、PTAB 審判官の予備的見解等を踏まえて、追加的なクレーム訂正をすることができるものとする。

¹ <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/remarks-director-iancu-american-intellectual-property-law-association-annual>

² 2018 年 8 月 17 日付 IP ニュース「USPTO、AIA レビュー審判実務ガイドを改訂」参照
https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2018/20180817-2.pdf

³ 2018 年 10 月 5 日付 IP ニュース「PTAB、判事パネル構成などに関する標準運営手順を改訂」参照
https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2018/20181005-4.pdf

⁴ 2018 年 5 月 20 日付 IP ニュース「USPTO、AIA 特許レビュー手続のクレーム解釈基準に関する規則改訂案を公表」参照 https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2018/20180520-1.pdf

- 関連立法についても簡単に報告をしたい。USPTO の料金設定権限の延長を定める SUCCESS 法案が議会を通過した。直に大統領による署名がなされるであろう。
- 商標については、2018 会計年度は出願が前年度比で 8%増加した。急激な負担増に対応するため、現在、商標審査官 (Trademark Examining Attorney) の採用を増やしている。
- 最も喜ばしいニュースとして、USPTO のウェブサイトの刷新を報告する。新しいUSPTOウェブサイトには、ユーザーから特にリクエストがあったいくつかの機能を搭載している。使用頻度の高いツールにすぐに移動できるようにする「Find it Fast」や、個人発明家や知的財産に馴染みの薄い者に基礎的な教育的情報を提供する「New to IP」を設けた。
- また、自分のお気に入り機能である「Journeys of Innovation」では、知的財産に関連する興味深い起業家や発明家の物語を毎月取り上げて、発明家の素晴らしさ、イノベーションがもたらす感動、そして、それらが世界にもたらすとてつもない恩恵に光を当てる。

(以上)